

第8回平成19年4月臨時会会議録(第1号)

招集年月日 平成19年4月17日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後2時42分 閉会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌(午前中欠席)
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計管理者	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課長	山崎信之	福祉課長	岡田康利

5. 議事日程(第1号)

日程第 1		会議録署名議員の指名	
日程第 2		会期の決定について	
日程第 3		副議長選挙	
日程第 4		議席の変更	
追加日程第 1	議案第 5 6 号	与謝野町監査委員の選任について	(提案説明～表決)
追加日程第 2		常任委員の所属変更	(提案説明～表決)
日程第 5		議会運営委員会委員の選任	
日程第 6		議会広報特別委員会委員の選任	
日程第 7		与謝野町宮津市中学校組合議会議員選挙	
日程第 8		宮津与謝消防組合議会議員選挙	
日程第 9	議案第 4 8 号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町固定資産評価員の選任について)	(提案説明～表決)
日程第 1 0	議案第 4 9 号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町税条例の一部を改正する条例)	(提案説明～表決)
日程第 1 1	議案第 5 0 号	専決処分の承認を求めることについて (与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	(提案説明～表決)
日程第 1 2	議案第 5 1 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度与謝野町一般会計補正予算(第 5 号))	(提案説明～表決)
日程第 1 3	議案第 5 2 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第 4 号))	(提案説明～表決)
日程第 1 4	議案第 5 3 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度与謝野町下水道特別会計補正予算(第 3 号))	(提案説明～表決)
日程第 1 5	議案第 5 4 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第 3 号))	(提案説明～表決)
日程第 1 6	議案第 5 5 号	専決処分の承認を求めることについて (平成 1 8 年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号))	(提案説明～表決)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) 皆さんおはようございます。

本日は第8回平成19年4月臨時会でございます。招集いたしましたところ皆さん方は大変元気で、議員の皆さん、理事者の皆さんともにご出席いただきましてありがとうございます。

早速始めさせていただきたいと思うわけでございますが、その前に、開会に先立ちまして、まず4月の人事異動がありまして、退職者に伴う人事異動等、理事者の皆さんにおかれましては新しく配属された職員もでございますので、この際、副町長から紹介をお願いをしたいと思っております。

副町長、よろしく申し上げます。

副町長(堀口卓也) それでは議長のお許しを得ましたので、私から4月1日付の人事異動に伴います新任課長の紹介をさせていただきます。

皆さんからごらんになりまして左側、税務課長の日高勝典でございます。

税務課長(日高勝典) 税務課長の日高でございます。よろしく申し上げます。

副町長(堀口卓也) 住民環境課主幹から異動してまいりました。

右側に移りまして、建設課長、山崎信之でございます。

建設課長(山崎信之) よろしく申し上げます。

副町長(堀口卓也) 農林課長から異動してまいりました。

同じく、農林課長、浪江 学でございます。

農林課長(浪江 学) 浪江です。どうぞよろしく申し上げます。

副町長(堀口卓也) 農林課主幹から異動してまいりました。

それから正面、議長の横でございますが、議会事務局長、奥野 稔でございます。

議会事務局長(奥野 稔) 奥野です。よろしく申し上げます。

副町長(堀口卓也) 企画財政課主幹から異動してまいりました。

以上、4名でございます。前任者同様ひとつ皆さんお世話になりますが、よろしく申し上げます。

議長(糸井満雄) それでは、よろしく申し上げます。

それから臨時会等につきましては、ライブ中継並びにCATVのカメラについては入れないということでございましたけれども、要望もございまして議運の中でお諮りしましたところ、入れてやろうということに決定しましたので、そのように申し入れさせていただきました。本日カメラが入っておりますことを、申し上げておきたいというふうに思っております。

なお本日、森本議員の方から、午前中欠席の申し出がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は17人です。定足数に達しておりますので、これより第8回平成19年4月臨時会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思っております。

まず、議長としてのご報告をいたします。

今田博文副議長から、3月30日に辞職願が提出をされ、会議規則第96条第3項の規定によって、3月30日に副議長の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。

また、議会運営委員及び広報特別委員の辞任願を提出され、委員会条例第12条第2項の規定

によって、4月9日に辞任を許可いたしました。

また、役職辞任届も提出されており、森本敏軌文教厚生常任委員会副委員長から3月30日付で辞任の申し出が、また、谷口忠弘産業建設常任委員会副委員長から3月30日付で辞任の申し出が、そして伊藤幸男広報特別委員会委員長から3月30日付で辞任の申し出がありましたので、ご報告いたします。

次に、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第116条の規定により、

15番、谷口忠弘議員、17番、今田博文議員。

以上、2名にお願いすることにいたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定しました。

これより議会構成の審議に入りますので、理事者の皆さんはここで退席をお願いします。

(理事者退席)

議長(糸井満雄) 日程第3 副議長選挙を議題とします。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

議長(糸井満雄) ただいまの出席議員は17人であります。

次に、会議規則第31条第2項の規定によって立会人を指名します。

立会人に、6番、家城議員及び8番、浪江議員を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

(投票用紙配布)

議長(糸井満雄) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

議長(糸井満雄) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番議員から順番に投票をお願いします。

(投票)

議長(糸井満雄) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（糸井満雄） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
立会人の家城議員、浪江議員、開票の立ち会いをお願いします。

（開 票）

議長（糸井満雄） それでは選挙の結果を報告します。
投票総数17票、有効投票17票、無効投票0票です。
有効投票のうち、服部議員17票。
以上のとおりです。
この選挙の法定得票数は4.25票です。
したがって、服部博和議員が副議長に当選されました。
議場の出入口の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

議長（糸井満雄） ただいま副議長に当選されました服部博和議員が議場におられます。
会議規則第32条第2項の規定によって、当選の告知をします。
服部博和議員、当選のごあいさつをお願いします。

副議長（服部博和） 失礼いたします。

ただいま図らずも私、服部博和が、副議長という大役におきまして当選の栄誉をいただきました。本当に身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

私は昨今、考えるところがございまして、いろいろとこの現在の状況を考えておりました。そのときにちょうど出くわしましたのが、韓国の前大統領であります金大中氏の本でございまして、「私の自伝」という本に突き当たったわけでございます。その中で若干紹介をさせていただきますと、当時、金大中前大統領は、日本の統治下のもとで勉強をされてきたわけでございます。そのときに、日本の国語の先生に野口甚六先生という先生がおられまして、その先生の教えが今もこの私を支えておるんだというようなことを述べておられたわけでございます。

その一文を紹介させていただきますと、野口甚六先生が常に人間らしく生きる上で一番大切なのは、原則を重んじていくことだ、それが歴史を正しく学んだ者の生き方だということを教えていただいたということでございます。それが現在、北に対しますと太陽政策等で反映されておるんではなかろうかなというふうに、勝手に解釈をしておるわけでございます。

昨今のこの日本の中におきましても、きょうの新聞にも生保の問題だとか、また、プロ野球の闇の問題だとかというような問題が、毎日、新聞紙上を賑わせておるわけでございます。また、子供にまでその害が及びまして、いじめだとかいろんな問題もまた子供の中でも蔓延しておるようでございます。相変わらず我々の先輩であります国会議員の先生方におかれましても、金の問題等で毎日のように賑わしておるのはご存じのとおりだと思います。

こういうときこそ、やはり原則というものを大切にしなきゃならんのではなかろうかなというふうに思っておるわけでございます。ましてや多くの町民の付託を受けた我々は、真摯にこの問題をとらえまして、そして冷静に物事を判断していくことが肝要だというふうに考えておるわけでございます。

大変若輩者でございますけれども議長を支え、そして町民の負託にこたえるべく頑張ってまいりたいというふうに思っております。当然、議員の皆さん方の温かいご指導、ご鞭撻を心からお願いをいたしまして、簡単でございますけれども、就任のごあいさつにかえさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

(拍手)

議長(糸井満雄) ありがとうございました。

日程第4 議席の変更を行います。

今回の副議長選挙に伴い、会議規則第3条第3項の規定によって、議席の一部を変更します。

服部博和議員の議席を、副議長でございますので17番、今田議員の議席を13番に、それぞれ変更します。

なお、議席の一部変更に伴い、会派等当事者間で議席変更の希望をお聞きしておりますので、これを認めることといたします。

したがって、有吉議員の議席を16番に、森本議員の議席を14番にそれぞれ変更します。ここで暫時休憩します。

(休憩 午前 9時48分)

(再開 午前10時05分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま町長から議案第56号、与謝野町監査委員の選任についてが提出されました。

お諮りします。

議案第56号は緊急事件と認め日程に追加し、追加日程第1として議題とすることにしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

議長(糸井満雄) 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号は緊急事件と認め日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

追加日程第1 議案第56号 与謝野町監査委員の選任についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、有吉 正議員の退席を求めます。

(16番 有吉 正議員 退席)

議長(糸井満雄) 提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 地方自治法(昭和22年法律第67条第196号第1項)の規定によりまして、欠員となっておりました議会選出の監査委員を選任をしたいということで議会に提案し、同意を求めます。

4月1日より欠員となっておりました監査委員につきまして、議会より選出させていただきました有吉 正氏を、人格高潔で最適任者として推薦いたしたく、地方自治法の定めによりご提案申し上げます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、討論を終結します。
これより議案第56号を採決します。
本案について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） ご異常なしと認めます。

よって、議案第56号、与謝野町監査委員の選任については、原案のとおり同意されました。
ここで暫時休憩します。

なお、引き続き議会構成に入りたいと思いますので、理事者の皆さん方はご退席を願いたいと思います。午後の議事の再開は1時半とさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（理事者退席）

（休憩 午前10時10分）

（再開 午前10時12分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（テープ音声なし）常任委員の所属変更を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 異議なしと認めます。

したがって、この際、常任委員の所属変更を日程に追加し、議題とすることに決定しました。
追加日程第2 常任委員の所属変更を議題とします。

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、日程第6 常任委員会委員の選任についてを議題とします。

文教常任委員の糸井から総務常任委員に、総務常任委員の勢旗議員から文教厚生常任委員に、それぞれ常任委員会の所属を変更したいとの申し出があります。

お諮りします。

糸井議員及び勢旗議員から申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） ご異議なしと認めます。

したがって、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定しました。

次に、先ほど休憩前に常任委員会が開催され、副委員長の辞任が許可されました。

したがって、副委員長が欠員となっております文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会におきまして、この際、委員会条例第8条第2項によって、副委員長の互選を行っていただき、その結果を議長までご報告願いたいと思います。

ここで暫時休憩します。

(休憩 午前10時39分)

(再開 午前10時43分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

委員会条例第8条第2項による文教厚生常任委員会、産業建設常任委員会の副委員長選出の結果を報告します。

文教厚生常任委員会、副委員長 畠山伸枝議員、産業建設常任委員会、副委員長 多田正成議員。以上のとおりであります。

それぞれの副委員長さんをご苦労さんですが、よろしくお願いをしたいと思います。

日程第5 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により服部議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員は、服部議員を選任することに決定しました。

なおお配りしました議会構成の中での議会運営委員会の21クラブは、今田博文議員でございますので、ご記入願いたいと思います。

なお、今回の議会運営委員会の構成によりまして服部議員が副議長としてメンバーに入られました関係上、条例及び規則によりまして、副議長並びに常任委員会の委員長、それに各会派の代表、これによって8名以内で構成するということになっております。

したがって、浪江邦雄議員を今回限りの特別措置として、オブザーバーとして認めていきたいというふうに思いますので、その点も含めてご了解を願いたいと思います。

よろしゅうございますか。

10番(赤松孝一) ただいまのメンバーにつきましては、何の異論もございません。

ただ、ましてや今回のいろんな役職の割り振りににつきましては多くの議員さん、特に議長さんを中心に数がふえたわけですが、それに口を挟むことはいささかもないわけですが、きょうまでの1年間、浪江議員は当初から進んで議会運営委員会に出たいという強い意思のもとにやられてきたと思います。そういう中で、例えば浪江議員そのものが、何か汚点を残したということではなくて、このような形であるならば仕方ないですが、やはり違うことで問題が生じて、それがいわゆるここにしわ寄せが来るということに関しては、オブザーバーということになりますと、やはり基本的にオブザーバーというのは発言権もございませんし、ましてや否決、可決等の賛否両論の賛成の意思もできないということでもありますので、もしも皆さん方に諮っていただきまして、

いや、もうこれでいいんだということであるならば、それも仕方がないんですけども、やはりこの1年間を特別な措置として条例を時限立法と言いますか、1年間に限って8名のところを9名の議員でされるとか。そういうふうに本人が過ちがあって起きるならば少なくとも私もあれですけども、全然違うところで起きた、まあ言うたら予期せん津波が来まして、本人がせっかく血気に燃えてやられた役職を飛ばされるということは、本人にとっては耐えがたいことだというふうに思いますので、ぜひとも寛容な、今期1年限りの条例改正が願えるならばと思って、提案したわけでございます。

よろしくお願いたします。

議 長(糸井満雄) 今、条例改正という話が出ました。今、条例につきましては8名以内ということに定められております。これが申し合わせ事項でしたらすぐできるんですが、今言われましたように、これを9名にしようと思いと、条例の改正が必要でございますので、今後の運営委員会の中で一度ご検討をいただいて、必要ということになれば提案をしていただいて、条例改正ということも可能ではないかなというふうに思いますが。

そういう今、赤松議員のおっしゃられたようなことでございましたので、せめてオブザーバーでも参加していただいて、その中で議運の委員長さんの取り計らいで、その中での運営についてはご高配をいただいたら大変うれしいなということで、こういう措置をとらせていただいたということでございますので、その点もご理解をいただきましたら大変うれしく思うんですけども、いかがでございましょう。

10番(赤松孝一) 条例改正は議員提案すればできることで、そんなに難しい、時間がかかる問題ではないというふうに私は思います。

まして議運の委員長の采配によって、ご高配で取り計らってもらうことはありがたいことなんですが、実際に意見を求めた場合とかいろんな場合に、私は中途半端だと思ふんですね。基本的にオブザーバーというのは、そんなことができないというオブザーバーであって、そこまでの高配がいただけるならばやはりこれは、特に議員にとって、ひとつ肩書というものは大きなものでありまして、議会運営委員会のメンバーというのと、委員というのと、オブザーバーは書けませんので、やはり私はここは面倒でも条例改正はするということでありまして、できる得るならば本日の臨時会でお世話になればというふうに。十分時間がございまして、ぜひともそのようなお取り計らいを、ほかの議員の皆さんにも諮っていただきたいと、よろしくお願いたします。

議 長(糸井満雄) ただいま赤松議員の方から、そういう提案がございましたんですけども、皆さん方、ほかに何かご意見ございますか。

4番(廣野安樹) 今、赤松議員の方から言われたことはもっともなことであって、浪江議員のことを思えば本当にこの1年間、この職にあって頑張っていきたいということであって、矢先に、こういったことで委員会の構成から外さなあかんということは、非常に本人にとりまして議会運営委員会の日当が、費用弁償が出るとんなら、それは8人ということもあるかと思いますが、できることで条例だけで8名を9名ということで改正できることであれば、今回特例でやっていくべきじゃないかというように私も思っております。同感でございます。

議 長(糸井満雄) ほかにありますか。

上山議員。

3 番(上山光正) 暫時休憩をお願いしたいと思います。
(「賛成」の声あり)

議長(糸井満雄) 暫時休憩します。
(休憩 午前10時58分)
(再開 午前11時18分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
先ほど赤松議員の方から意見がありました関係につきまして、議会運営委員会が開催をされまして、その中で協議をいただきました。その結果について申し上げたいと思います。
協議の結果、条例改正については行わないと。したがって、議会運営委員会規程第2条第2号を削除することによって委員会の委員は6名とすると、こういうことで議会運営委員会の中で決定されたと思います。それで間違いないと思いますね、委員長。
(「はい」の声あり)

議長(糸井満雄) そのように取り扱いをしたいと思いますので、ご了解をお願いしたいと思います。
条文の整理については、事務局の方でお願いをしていきたいというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。
したがって、条例は改正をいたしません。規程で改正をさせていただいて、今後の議運に当たっていただくということにしましたので、よろしくお願ひしたいと思います。ご了解をお願いしたいと思います。よろしゅうございますね
(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) 日程第6 議会広報特別委員会委員の選任についてを議題とします。
お諮りします。
議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によりまして、服部議員を指名したいと思います。
これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。
よって、議会広報特別委員会委員は、服部議員を選任することに決定しました。
先ほど休憩中に、議会広報特別委員会が開催され、委員長の辞任が許可されました。
したがって、委員長が欠員となっておりますので、この際、委員会条例第8条第2項によって委員長の互選を行っていただき、その結果を議長まで報告願ひしたいと思います。
ここで暫時休憩をいたします。
(休憩 午前11時21分)
(再開 午前11時33分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
少し漏れておりましたので、再度つけ加えまして追加で申し上げておきたいと思いますが、議会運営委員のメンバーにつきましては、先ほど申し上げましたように常任委員長さんを除くということになりましたので、ただいまから氏名を申し上げますと、井田義之議員、野村生八議員、小林庸夫議員、服部博和議員、今田博文議員、浪江邦雄議員。この6人になります。そのように

訂正をお願いをしたいと思います。

なお、各常任委員長さんからの申し出もございまして、申し合わせといたしまして、問題によってはこの委員会に委員長の許可を得ながら出席することができると、こういうことで取り計らいをしていきたいなというふうに思っております。この辺は委員長の許可の条件として、そういうことを1項目、申し合わせ事項として入れておきたいというふうに思いますので、その点もあわせてご報告申し上げておきたいと思います。

委員会条例第8条第2項による議会広報特別委員会委員長、副委員長選出の結果を報告します。議会広報特別委員会、委員長 家城議員、副委員長 畠山議員。以上のとおりであります。

それぞれの正副委員長さんをご苦労さんですが、よろしくお願ひいたします。

日程第7 与謝野町宮津市中学校組合議会議員選挙を行います。

これにつきましては、今田副議長の辞任の伴いまして欠員となりました。

したがって、これの選挙を行いたいと思います。

お諮りします。

与謝野町宮津市中学校組合議会議員の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選に決定しました。

お諮りします。

指名推選の方法については、議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

与謝野町宮津市中学校組合議会議員に、服部博和議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました服部博和議員を、与謝野町宮津市中学校組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました服部博和議員が、与謝野町宮津市中学校組合議会議員に当選されました。

ただいま与謝野町宮津市中学校組合議会議員に当選されました服部博和議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

日程第8 宮津与謝消防組合議会議員選挙を行います。

先ほどと同じく欠員が生じておりますので、選挙を行いたいと思います。

お諮りします。

宮津与謝消防組合議会議員の選挙につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。
よって、選挙の方法は指名推選に決定しました。
お諮りします。
指名推選の方法については、議長において指名することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。
よって、議長において指名することに決定しました。
宮津与謝消防組合議会議員に、服部博和議員を指名します。
お諮りします。
ただいま議長が指名しました服部博和議員を、宮津与謝消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) ご異議なしと認めます。
よって、ただいま指名しました服部博和議員が、宮津与謝消防組合議会議員に当選されました。
ただいま宮津与謝消防組合議会議員に当選されました服部博和議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。
ここで暫時休憩します。それでは、ここで時間が少し早いんですけども、休憩いたしたいと思えます。再開は1時30分、本会議を再開したいと思いますので、それまで休憩をいたします。
それでは休憩します。

(休憩 午前11時38分)

(再開 午後1時30分)

議 長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
日程第9 議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町固定資産評価員の選任について)を議題といたします。
提案説明を求めます。
太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第48号、与謝野町固定資産評価員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。
固定資産評価員は従来から税務課長を選任しておりますが、3月31日付で前和田茂雄税務課長が退職いたしましたので、4月1日付の人事異動により、その後任に任命いたしました日高勝典税務課長を固定資産評価員として選任することとして、この間に議会にお願いする暇がなかったため、やむなく地方自治法第179条の規定により、4月1日付で専決処分させていただいたものでございます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

議 長(糸井満雄) ここで日高勝典氏の退席を求めます。
(税務課長 日高勝典 退席)

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第48号を採決します。
本案は、承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。
よって、議案第48号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町固定資産評価員の選任について)は、承認することに決定しました。
次に、日程第10 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(与謝野町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。
提案説明を求めます。
太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第49号、与謝野町税条例の一部改正について提案理由の説明を申し上げます。
この条例改正は、地方税法の一部を改正する法律等が平成19年3月30日に公布され、平成19年4月1日から施行されることに伴い、与謝野町税条例の一部を改正する必要がありますが、この間に議会をお願いする暇がなかったため、やむなく地方自治法第179条の規定により、専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) 日高税務課長。

税務課長(日高勝典) それでは議案第49号、専決処分をいたしました与謝野町税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

提案説明は先ほど町長がいたしましたので、改正点等についてご説明を申し上げたいと思います。議案資料に添付しております与謝野町税条例の一部改正の概要ということで、議案資料10ページでございますが、お聞きいただきたいと思います。

今回の改正点でございますが、まず、個人住民税に関する事項の改正につきましては、4点ほどございます。

1点目は、税条例第23条になります町民税の納税義務者等の改正がございます。法人課税信託を受託いたしました個人を会社とみなしまして、これに法人税に課するということになります。それによりまして、法人課税信託の受託者を納税義務者等に追加するものでございます。

それから2点目ですが、税条例の附則第19条の3に、上場株式等を譲渡した場合の株式等にかかる譲渡所得等にかかる町民税の特例がございます。これは上場株式等の譲渡所得等に対する

税率の特例措置の適用期限が1年延長されましたことにより、条例で平成20年度までとありますのを、平成21年度までと改めるものでございます。

次に3点目ですが、これも附則第20条に、特定中小子会社が発行いたしました株式にかかる譲渡損失の繰越控除等、及び譲渡所得等の課税の特例の改正でございます。特例の対象となる特定株式の取得期間が2年延長されることになりました。これによりまして19年3月31日までとありますのを、平成21年3月31日までと改めるものでございます。

次に4点目ですが、税条例附則第20条の5で、保険料にかかる個人の町民税の課税の特例を新たに設けております。これまでの社会保険料の控除対象となります保険料は、国内の社会保険制度に対して支払いました保険料に限られておりましたが、日本国内居住者が租税条約相手国の社会保障制度に支払った保険料について地方税法に規定する社会保険料とみなし、控除対象とされたものでございます。

次に、固定資産税に關します改正ですが、附則第10条の2第6項で、新たに住宅のバリアフリー改修にかかる固定資産税を減額する特例措置を設けております。これは高齢者、障害者等が居住します住宅について、補助金等を除きます自己負担金が30万円以上のバリアフリー改修工事を行った場合、面積100平方メートルを限度に翌年度分の固定資産税を3分の1減額するものでございます。工事完了後3カ月以内に、申請書を提出することになっております。

それから最後に、市町村たばこ税に關する改正でございますが、平成11年度の改正におきまして特例税率が設けられておりました。今回、その特例税率を廃止することにし、本則税率とすることとされました。これによりましてたばこ税の税率の特例で附則第16条を削除し、条例第95条のたばこ税の税率、1,000本につき3,064円を特例税率と同率の3,298円に改めるものでございます。

以上、簡略にご説明申し上げましたが、よろしくご審議いただき、ご承認いただきますように、よろしくお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

11番（勢旗 毅） それでは新しい課長さんに、2点ばかり質問したいと思っております。

まず1点は、このバリアフリーの関係なんです、いわゆる11ページの資料に書いてあります居住者要件ですね、これはこの3つの要件が、そのことが必要なかどうか。このうち2つでもいいとか、1つでもいいとか、ここのところはどうか。

議長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 勢旗議員のご質問にお答えいたします。

居住者要件につきましては、3つのうちどれかに該当すればいいということでございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

11番（勢旗 毅） それでは、もう1点だけ質問をしておきたいと思っております。

課長さん、以前のことなんです、去年の5月にいわゆる耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置がスタートいたしました。したがって、今回のとをあわせて昨年の税制改正で耐震住宅の要件を備えたように家を改修した場合、この場合は2分の1が対象になったと思っているんで

すが、今回これで100平米ということになります。これはあわせてこれは対象になると、こういう理解でよろしいですね、どちらの工事もした場合は、そういうことでよろしいですか。

議 長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） ご質問がちょっと聞き取りにくくても申しわけなかったんですけど、別々ということ。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 去年の地方税法の改正で、国も耐震住宅を進めないかんということで耐震化の工事をした場合は、減額措置ができておるんですね。今回これでバリアフリーができました。これを重複して受けることができるだろうと私は思っているんですが、そのところの考え方だけ聞いておきたい、どちらの工事もやった場合に。

議 長（糸井満雄） 日高税務課長。

税務課長（日高勝典） 耐震の減免ですか、昨年できました。ことしは新たにバリアフリーでございますが、耐震は耐震、バリアフリーはバリアフリーというように私は理解をしておりますけれども、ちょっときちとした部分でとらえておりませんので、ちょっとご返答はできません、申しわけございません。

1 1 番（勢旗 毅） 終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

本案は、承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

次に、日程第11 議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第50号、与謝野町国民健康保険税条例の一部改正について提案理由のご説明を申し上げます。

この条例改正は、地方税法の一部を改正する法律等が平成19年3月30日に公布され、平成19年4月1日から施行されたことに伴い、与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありますが、この間に議会をお願いする暇がなかったため、やむなく地方自治法第179条の

規定により、専決処分させていただいたものでございます。

詳細につきましては、担当課長から説明させていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） 佐賀保健課長。

保健課長（佐賀義之） それでは、与謝野町国民健康保険税条例の一部改正につきまして、細部説明をさせていただきますというように思います。

概要につきましては、ただいま町長が申し上げましたとおり、地方税法の一部を改正する法律等が平成19年4月1日に施行されることに伴いまして、関係する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、お手元にお配りしております議案資料の12ページをごらんいただきたいというように思います。

この12ページに新旧対照表をつけております。今回の改正につきましては、第2条及び11条の改正を行うということで、課税限度額というのを53万円ということをも56万円、3万円引き上げるというものでございます。

この医療分の限度額の改正につきましては、平成9年に53万円に引き上げられてたら10年ぶりの改正ということになっております。この改正による影響額につきましては、平成19年度分につきましては、まだ申告書の入力チェックを行ってある最中でありまして、試算をすることができませんが、18年度の実績で見ますと81名の方が対象になります。したがって、3万円上がりますので81人×3万円ということで、この改正によりまして243万円の増額ということになっております。

この改正の対象者になる方につきましては、主に所得の大きい方が対象になりまして、町民税の非課税の方等の世帯につきましては、今回の改正についての影響はございません。

以上、簡単に説明させていただきましたけれども、よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願いいたします。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第50号を採決します。

本案は、承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第50号 専決処分の承認を求めることについて（与謝野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）は、承認することに決定しました。

次に、日程第12 議案第51号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度与謝野町一般会計補正予算（第5号））を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第51号の平成18年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

平成19年3月30日に、平成18年度与謝野町一般会計補正予算（第5号）について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行い、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるところでございます。

今回の補正は207万6,000円を追加し、総額を108万9,156万6,000円とするものでございます。

最初に全科目共通でございますが、おのおのの事務事業の実績見込みから不用となります経費につきまして、減額させていただいております。平成18年度は本予算を計上させていただく時点で、与謝野町として初めての予算であり、内容によっては旧町の予算を合算する形をとらざるを得ないものもございましたので、多くの不用額が発生しておりますことについて、ご理解をいただきますようお願いいたします。

それでは、まず歳出から主なものについてご説明申し上げます。

26から31ページの2款、総務費は、ほとんどが不用額による減額でございます。その中で30から31ページの1項、総務管理費、16目、財政調整基金は、25節、積立金で、利子分を含め財政調整基金積立金を8,008万8,000円追加いたしております。後ほど歳入でご説明申し上げます財政調整基金繰入金についても繰り入れをせずに済むことから、全額を減額し、逆に積み立てを8,000万円行うものでございます。

次に、32、33ページの3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費では、暮らしの資金貸付事業で、暮らしの資金貸付事業運営基金繰出金を250万円減額いたしております。貸し付け実績の減や、償還金の受け入れによるものでございます。

社会福祉総務費一般経費は、28節、繰出金で国民健康保険特別会計（事業勘定繰出金）を322万3,000円追加いたしております。これは京都府の未来づくり交付金の対象事業として、クアハウス岩滝（テープ交換）国保でのその他の健康づくり事業を対象事業とし、一般会計で交付を受けたものを国保会計へ繰り出しするものでございます。

なお、飛びますが、それに伴い38ページから39ページの衛生費、健康づくり事業の同繰出金は、350万円減額いたしております。

戻っていただき、2目、障害福祉費は、各障害者福祉事業の実績から総額で2,101万2,000円減額いたしております。

34ページから37ページにかけての3目、高齢者福祉費から5目、社会福祉施設管理費でも、それぞれの事業実績により追加、あるいは減額いたしております。

38ページ、39ページの2項、児童福祉費、2目、児童福祉施設費では、保育所管理運営事業で、時間外保育士賃金を250万円減額いたしております。前回の3月補正でも多額の賃金を減額し、さらに今回も減額となっております。大変見込みが甘かったことにつきまして、改めて

おわび申し上げます。

次に、4款、衛生費、1項、保健衛生費、3目、環境衛生費では、浄化槽設置整備事業で浄化槽設置整備事業補助金を390万円減額いたしております。浄化槽設置の実績が1基でありましたので、不用額を減額するものでございます。

次に、40ページから45ページにかけての6款、農林水産業費は、43ページの中山間ふるさと水と土保全基金積立金と、45ページの有害鳥獣対策事業の処理手数料を追加するほかは事業実績により、すべて不用額の減額を行っております。

次に、44ページから47ページにかけての7款、商工費につきましては、47ページの基金積立金以外は事業実績により、すべて不用額の減額を行っております。

次に、48ページからの8款、土木費は、工事請負費の請負減による減額等を含め、すべて不用額の減額を行っております。中でも2項、道路橋りょう費、2目、道路維持費では、除雪対策事業で除雪対策委託料を740万円減額いたしております。ことしの冬は暖冬ということで降雪がほとんどなく、除雪経費が大幅に不用となったものでございます。

また、50ページから51ページの5項、都市計画費、2目、公共下水道費は、下水道特別会計繰出金を特別会計の収支見込みから530万円減額いたしております。

次に、9款、消防費は、2目、非常備消防費で、団員退職報償金を176万2,000円減額いたしております。今年度も退団上が見込みより少なかったことによるもので、同額を歳入の諸収入でも退職消防団員報償金基金収入を減額いたしております。

次に、10款、教育費では、54ページから55ページの6項、保健体育費、3目、学校給食費を、賄い材料費等実績により総額で589万円減額いたしております。

最後に、11款、災害復旧費につきましても、実績による総額で132万円減額いたしております。

56ページから57ページの13款、予備費は1,777万5,000円追加し、調整をしております。

以上が、歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。16ページから17ページをお開き願います。

2款の地方譲与税から10款、交通安全対策特別交付金は、交付決定により追加、あるいは減額いたしております。その中で9款、地方交付税では、特別交付税を7,026万1,000円追加いたしております。前回の3月補正予算で2億円を減額いたしており、今回は追加という大変流動的な予算となりましたことについておわび申し上げます。

18ページから19ページの12款、使用料及び手数料は、総額で87万円減額いたしております。主なものは、火葬場や衛生プラントの実績によるものでございます。

次に、13款、国庫支出金から14款、府支出金は、いずれも歳出でご説明いたしました各事業の実績により交付決定がありましたので、追加あるいは減額し整理しております。

次に、22ページから23ページの17款、繰入金は、1項、基金繰入金を、総額で6,657万8,000円減額いたしております。その内訳は、1目、財政調整基金繰入金を3,000万円、5目、公共施設建設整備基金繰入金を1,225万8,000円、7目、ふるさと人づくり基金繰入金を148万7,000円、12目、地域福祉振興基金繰入金を

2, 283万3, 000円、それぞれ減額いたしております。

19款、諸収入の4項、雑入は、総額で194万4, 000円減額いたしております。主なものにつきましては、先ほどの歳出でご説明いたしました退職消防団員報酬基金収入の176万2, 000円の減額と、学校給食費の減額に伴う給食費実費徴収金を333万円減額、男山公民館建設事業に交付されます自治宝くじ助成金を300万円追加するものでございます。

なお、自治宝くじ助成金につきましては、6, 000万円に対します消費税分の追加でございます。

最後に20款、町債は、総額で1, 130万円追加いたしております。既に予算廃止しておりましたものについて対象事業費の精査等を行い、それによりそれぞれ追加、あるいは減額するものでございます。

なお、11ページの第3表、地方債補正を計上し、同額を変更しております。

また、10ページには、第2表、繰越明許費補正を計上いたしております。

下段の変更につきましては、前回の3月補正で計上いたしました中で、繰越事業費の変更が生じたものでございます。

また、上段の追加につきましては、10款、教育費の3事業を計上いたしております。加悦小学校耐震補強工事实設計委託事業及び加悦中学校耐震診断委託事業につきましては、設計内容、診断結果について民間の判定委員にかけなければなりません、他市町及び民間からの申請件数が多く、年度内には判定結果が得られず、やむなく繰り越すものでございます。

また、岩屋地区公民館下水道接続事業は、平成19年度予算でトイレを男女に仕切る工事を承認いただきましたが、その工事と同時施工する必要から繰り越しをさせていただくものでございます。

以上が、平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)の概要でございます。よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議 長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

勢旗議員。

- 1 1 番(勢旗 毅) ただいまの町長の提案説明を聞きまして、1点だけ質問しておきたいと思います。この暮らしの資金の関係ですね、今回こういう格好になったわけですが、現在、実態としてはどういう貸し出し状況になっておりますでしょうか。

議 長(糸井満雄) 岡田福祉課長。

福祉課長(岡田康利) お答えをいたします。

ここに上げております繰出金については、現在保有しております基金でやりくりができるということで、減額をさせていただくものでございます。

それで、特に暮らしの資金につきましては、最近非常に件数がふえておるとい状況でございます。それで何らかの状況で収入が得られないという方が、いつとき生活保護が給付されるまでの間、つなぎで貸し付けをお願いしたいというようなケースやら、あるいは体調を崩されて、そして病院にかかりたいけれども、そのお金がないというようなことで貸し付けを申請される方。そういったようなことが非常に多くて、件数的には最近目立ってふえておるといような状況で

ございます。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 1点、私はこの暮らしの資金で気にしておりますのは、いわゆる運営要綱ですね。これは合併協の中でこういう格好になったわけですが、いわゆる1世帯当たり20万円、これはいいわけなんです、世帯1人につき5万円と。ここのところが私の方に住民の人から寄せられる意見では、どうもこれができることで以前より借りにくくなったと、こういうお話が1点ございます。

それから実態として、例えばお一人の世帯になりますと非常に金額が低くなるわけですから、そういうふうなご不満といたしますか、声を聞いているんですが、ここのところはどうかね。

議長（糸井満雄） 岡田福祉課長。

福祉課長（岡田康利） お答えをいたします。

この暮らしの資金の限度額、並びに1人当たり5万円というのを基準にさせていただきましたのは、旧野田川町がそのような扱いをしておったということで、合併協議の中でその旧野田川町の制度を引き継ぐような形で決定をいたしました。ところが確かにおっしゃいますように、家族構成、家族の人員が少ないと、少ない金額しか借りられないというようなことが確かに起きております。したがって、特に1人世帯の方ですともう5万円が限度額ということで、もう少し融資を受けたいなというような声は実際耳にしております。ただ、今の基準がそういうことになっておりますので、それを即、限度額を上げるということではできませんので、お断りしておるといのが現状でございます。

したがって、そういった声も実際に聞いておりますので、少し検討はしていきたいなというように聞いております。ただ心配なのは、どこにもお借りすることができないということで、どうしても滞りがちに償還の方がなっておりますので、このあたりともあわせて検討する必要があるのかなという思いは持っておりますけれども、一度また理事者とも協議をしたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） 課長の方からの答弁で、よく理解をいたしました。旧加悦町でそういう逆に1人当たりというのを設けてなかったもんですから、私の方は旧加悦町の方からそういうご不満といたしますか、ご要望が出るとということで、今の景気動向を踏まえながら暮らしの実態も掌握していただいて、ひとつご検討をいただきたいと、このように思っております。終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

9 番（井田義之） ちょっと企画財政課長に地方交付税、先ほど町長から説明はあったわけですが、金額が余りにも大きいと言うのか、これはどういう計算のもとに3月の補正、今回のこういう専決の結果としてあらわれたのか。結果としてはいいような気もするんですけども、その理由をお願いいたします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

当初の地方交付税のうち特別交付税でございますけれども、約7億3,000万円程度組んであったということでございます。その根拠と申しますのが、合併した初年度は特別交付税の包括支援措置として、約3億円が交付されると。プラス今までの実績に基づいた特別交付税、これを見込んであったということでございます。

その今までの実績と申しますと、平成15年度までさかのぼって見ました。3月議会でもご説明申し上げましたが、16年度の特別交付税ですとか、そういったものについては旧加悦町における災害の経費だとか、合併の関連経費だとか、そういったものが含まれておりますので、さらに何もなかった年度までさかのぼる必要があるだろうということで、そこまでさかのぼって、地方財政計画に基づく総年度間の減少率を見て、7億円程度を組ませていただいたということでございます。

ところが途中で京都府とも協議する中で、特別交付税につきましてはルール分、プラスその他特別の財政事情があることということで算定されるわけでございますが、包括支援措置を使いますと、その他特別財政事情のあることについては、これはもう見れないんだと、ルール分しか見れないと。今までの実績から言うと、前年度並みを見ておいた方が安全だと、こういうようなご指摘もありましたので前年度並みの、約2億円落としてまして5億2,000万円程度に抑えておいたということでございます。ところが決定いたしますと、これが5億8,380万6,000円、ここに決定したということでございまして、その差額を計上させていただいたということでございます。結果的に、前年度実績よりもふえたということで、ありがたいなというふうに思っております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 先ほど言いましたように、大変結果としてはありがたいんだなということになるんですけども、この見通しというのは過去の実績をさかのぼられて実績を計上され、こういう結果が出てきたということなんですけれども、19年度、新しい年度ですね、新しい年度についてもこういうようなありがたいことが、結果として起きる数字なのかどうか。もう19年度は、またポンと元に戻ってしまうというのか、金額がかなりうれしい金額なので、その辺のところは今後の見通しを、済みませんけれども、お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 本年度実績5億7,000万円ですか、その額はもうとても見込めないということでございます。包括支援措置は3年間でございますけれども、初年度が3億円、2年目が2億円と、3年目が約1億円、そういうふうになってまいりますので、19年度当初予算に比べまして、余りふえないんじゃないかという気はしております。

以上でございます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） わかりました。

次に、同じく入的分で23ページに学校給食の現年度分の減、給食費実費徴収金ですか333万円、ちょっと金額が給食にしては多いというふうに思いますので、これはどういう理由で下がったのか、お願いいたします。

議 長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） 井田議員のただいまのご質問でございますが、この給食費につきましてはご承知のとおり、実費徴収をしておるということでございまして、それで当初予算を立てますときに、一応年間の給食の実施回数を見込みまして当初予算をかけておりますが、例えば平成18年度の場合は年間で194回の計算をしておりました。それが学校によりましていろんなケースがあるわけですが、例えば小学校あたりですといろんな学校の授業がございます。遠足があるとか、それから校内での行事がある、あるいは風邪等で学級閉鎖がある。そういったときには、当然その給食の実施回数が減りますので、それらは学校間でも実施回数がばらばらでございます。そういったところを積み上げてましてトータルをしますと、今回計上しておりますように、約333万円の減額補正が可能だということでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） ということになりますと、この教育費の学校給食費の減が、入の方が330何万円で、出の方がここに出ております賃金とか光熱費、賄い材料費という格好の対比になるのか、そのところはどうかしているのでしょうか。

議長（糸井満雄） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） この23ページにお示ししております雑入の中での給食費実費徴収金と、これに相對しますのが、予算書で申し上げますと、55ページの給食センターの運営事業の中の11節、需用費の細目で賄い材料費というのが中段にございます。これが380万円減額をしております。ここと相對する金額でございます。ただ333万円と380万円の減額ですと、この金額が一致してないというふうにご指摘かもしれませんが、当然、賄い材料費は給食を調理するためには、余分というのはちょっと表現の仕方に語弊がありますが、そういった材料の単価の増減等もございまして、その部分が若干金額に差が出てきておるというものでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） あと1点、自治宝くじの300万円、男山公民館の分ということで6,000万円に対する消費税分だろうというふうに思うんですが、この部分については、もう男山公民館の方は完成しとるわけですね。この300万円が、もうそれに使われるということはないというふうに思うんですけれども、そういう考え方でいいのかどうか。300万円をまた男山公民館の方に行くのかどうか、お願いいたします。

議長（糸井満雄） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 消費税相当分の300万円につきましては、男山公民館の建設についていただくものでございますので、それはそれで男山に出して、いわゆる一般財源と言いますか、施設整備基金から出していました足らずまいを、それを減額するというところでございます。

議長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） はい、わかりました。これをもって質問を終わります。

議長（糸井満雄） ほかに質疑はありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは2点についてお伺いしておきたいと思っております。

事業の中身についてどうこうというのはないんですが、ちょっと要望みたいな問い合わせで申しわけないんですが、1つは、この議事日程の中でもタイトルがずっと出るんですが、専決処分

の承認を求めることについてということで、共通ですと出ているんですね、括弧で説明がついてるといふ議題の載せ方をされています。この議案もそうですし、これからもそうなると思うんですが、これを私はちょっとここは改善すべきではないかなというふうに僕自身は思っております。

それはもう少しわかりやすく言うと以前に、前々定例会だったと思うんですが、下谷林道の契約案件だったと思いますけれども、同一の名称の議題がのぼりました。このときにも、これは前年度の分と本年度の分だということでありましたね。こういうことは、もう少し改善すべきだと。もう少し言いますと、この議案で言えば「平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)の専決について」というふうに、例えばすべきではないかというふうに思うんですが、これは総務になりますかね、見解をお伺いしたいと思います。

議 長(糸井満雄) 大下総務課長。

総務課長(大下 修) 町独自のやり方をすればいいんだと思うんですけども、我々はそういう様式集と言いますか、そういうものを持っておりまして、議会への議案の提案の仕方というもののタイトルが、「専決処分の承認を求めることについて」というタイトルで、その後に、それぞれの命題が来るというふうになっておりますので、そのようにこれまではしておったということでございます。今後につきましては、検討させていただきます。

議 長(糸井満雄) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) ぜひ検討してください。能書きを並べるだけだと、議案をざっと並べたって同じ議案ですよ、専決処分、専決処分と、中身は何だかわからんですよ。だから何々の専決処分と後につけた方が、わかりやすいんじゃないかということを行っているんです。これはぜひ要望しときたいと思っております。

それから次の質問は、52ページ、53ページの件で、これも前回の定例会の中で、これは本会議ではちょっと取り上げなかったんですが、時間がなかったんで、会計処理だと思うんですけども、款10の教育費の国府支出金の計上の仕方と、一方での説明がこの事業なんだろうと思うんですが、例えばマイナス179万2,000円、その下も179万2,000円ですね、合計も179万2,000円。具体的には、この事業はこういう事業だというふうには、ちょっとわかりにくいですね、これ。

先ほどちょっと言いましたように、前の定例会でどうも担当課の方に聞いてますと、プログラムの処理上、ちょっとそこがうまくいってないんじゃないかというような話も聞いたんですが、私が心配するのは、これで会計はきちっと決算の段階で閉めたときに、事業ごとに全部積算できるような形に残るのかどうか。この辺は、担当課としてはどういう認識なんですか。

議 長(糸井満雄) 吉田企画財政課長。

企画財政課長(吉田伸吾) お答えをいたします。

伊藤議員さんご指摘のとおり、3月定例会で出しました補正予算につきまして、いわゆる歳入がふえると、しかし歳出には異動がないと。そしてその場合には目の中だけで、財源充当だけで補正が行われると、それが普通でございます。ところが機械の操作上、それが出なかったと。いわゆるシステム不具合が生じていたということでございます。ですから、これはすぐにその業者とも連絡をとりまして、それを改善するようにということで現在調整中でございます。現在も

まだ、すべてのことが解消したわけではございません。それをすべて解消すべき手続を、今行っておるところでございます。

したがいまして、この52ページ、53ページの第10款の教育費の学校管理費でございますが、これは要するに歳出については全く補正がないと。ところが歳入で、補助金か何か減ったわけですね。ですから国府支出金を179万2,000円減らして、一般財源を179万2,000円追加すると。こういう内容でございますが、歳出の中身には、何ら変更はなかったということでございます。これもちょっと回りくどいやり方をせんと、ここまで出ないということでございますが、現在このシステムの改善中ということでございます。

これはコンピューターで、支出の積み上げが出るかどうかということにつきましては、間違いなく出ます。

議 長(糸井満雄) 伊藤議員。

7 番(伊藤幸男) 私どもも皆さんのように常時にらんでいるわけでないんで、その議会のたびにちょっとちらちらと見るぐらいで、これは常時もっと勉強なさいということかもわかりませんが、それは問い合わせんとわからないと、事業ごとに。財源の(テープ切れ)載せていただいて、この議案書に出されるデータについても、できるだけわかるような形でお願いできたらというふうに思っています。

それと加えて、もう1点だけ要望しときます。説明文書を、できればもう少しわかりやすく、例えば事業として継続なのか、それから新しい事業なのかというあたりとかいうのは、もう少し3町でもいろいろとされてきたと思うんで、その蓄積を生かす形で、できたら説明文書に加えていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

議 長(糸井満雄) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長(糸井満雄) 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第51号を採決します。

本案は、承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第51号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度与謝野町一般会計補正予算(第5号))は、承認することに決定しました。

次に、日程第13 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第4号))を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町 長(太田貴美) 議案第52号の平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算(第4号)につ

いて専決処分を報告し、承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

議案第51号の一般会計同様、平成19年3月30日に専決処分を行い、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は818万3,000円を減額し、総額を11億4,208万2,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。13ページから14ページをお開き願います。

1款、総務費、2目、財政管理費は、25節、積立金で、財政調整基金積立金を1万7,000円追加いたしております。これは後ほど歳入でご説明いたしますが、財政調整基金利子が追加になったことによるものでございます。

2款、維持管理費は、13節、委託料で、量水器取りかえ業務委託料を130万円減額いたしております。これは請負減や戸数の減によるものでございます。

3款、改良費は、17節、公有財産購入費を610万円、22節、補償補てん及び賠償金を80万円、それぞれ減額いたしております。これは与謝浄水場の配水池用地の地権者が亡くなられ、その相続人のうち1人の行方がわからないことから、今回予算から減額することとし、法手続ができ次第、改めて19年度の補正予算等で措置させていただきたいというふうに考えております。

次に、11ページから12ページの歳入でございますが、4款、財産収入は、先ほどの説明のとおり、財政調整基金利子を歳出の積立金と同額の1万7,000円追加いたしております。

7款、諸収入、1目、雑入は、下水道関連排水管布設替え工事に伴います補償金を、実績に伴う精査により140万円追加いたしております。

8款、町債は、各施設並びに下水道関連排水管布設替え事業の事業費精査によりまして、総額で960万円減額いたしております。

なお、6ページ「第2表、地方債補正」を計上し、同額を変更、あるいは廃止しております。

以上が、平成18年度与謝野町簡易水道特別会計補正予算（第4号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第52号を採決します。

本案は、承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。

よって、議案第52号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度与謝野町簡易水

道特別会計補正予算（第4号）は、承認することに決定しました。

次に、日程第14 議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 議案第53号の平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

議案第51号の一般会計同様、平成19年3月30日に専決処分を行い、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は1,040万円を減額し、総額を17億7,162万7,000円とするものでございます。

まず、歳出からご説明申し上げます。13ページから14ページをお開き願います。

2款、維持管理費、1目、維持管理費は、21節、貸付金を500万円減額いたしております。これは後ほど歳入でご説明いたしますが、水洗便所改造等資金融資預託金を実績により減額するもので、歳入の同額の貸付金元金収入を減額いたしております。

3款、事業費は、1目、公共下水道建設事業費は、公共下水道事業で15節、工事請負費を190万円追加いたしております。これは岩滝地域内の下水道事業費の精査により、追加するものでございます。また、特定環境保全公共下水道事業では、13節、委託料を90万円、15節、工事請負費を240万円それぞれ減額し、22節、補償補てん及び賠償金を140万円追加いたしております。いずれも加悦、野田川地域内の下水道事業費の精査により、追加あるいは減額するものでございます。

4款、公債費は、2目、利子で、23節、町利割を540万円減額いたしております。これは17年度事業における町債発行額が見込みよりも少なくなったことにより、町債利子償還金が減額となるものでございます。

次に、11から12ページの歳入でございますが、3款、国庫支出金、1目、下水道費国庫補助金は、公共と特環で補助金を組みかえております。

5款、繰入金、1目、一般会計繰入金は、公共、特環合わせて総額で530万円減額し、調整いたしております。

7款、諸収入は、1目、下水道貸付金元利収入は、先ほど歳出でご説明いたしましたように、水洗便所改造等資金融資貸付金元金を、歳出と同額の500万円減額いたしております。

8款、町債は、公共、特環の事業費の相殺により減額あるいは追加し、総額で10万円減額いたしております。

なお、6ページに第2表、地方債補正を計上し、同額を変更しております。

以上が、平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長（糸井満雄） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第53号を採決します。
本案は、承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、議案第53号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度与謝野町下水道特別会計補正予算（第3号））は、承認することに決定しました。
次に、日程第15 議案第54号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度与謝野町土地取得特別会計補正予算（第3号））を議題とします。
提案説明を求めます。
太田町長。

町 長（太田貴美） 議案第54号の平成18年度与謝野町土地取得特別会計補正予算（第3号）についての専決処分を報告し、承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。
議案第51号の一般会計同様、平成19年3月30日に専決処分を行い、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。
今回の補正は6万9,000円を追加し、総額を188万5,000円とするものでございます。
歳入、歳出一括してご説明申し上げます。10ページから11ページの歳入をお開き願います。
1款、財産収入は、土地開発基金預金利子を実績により6万9,000円追加いたしております。
次のページの歳出では、歳入の利子分を積み立てることとし、3款、諸支出金、1項、基金繰出金、1目、土地開発基金繰出金で、土地開発基金積立金を同額の6万9,000円追加し、調整いたしております。
以上が、平成18年度与謝野町土地取得特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。
よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長（糸井満雄） これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第54号を採決します。

本案は、承認することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(糸井満雄) 起立全員であります。

よって、議案第54号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度与謝野町土地取得特別会計補正予算(第3号))は、承認することに決定しました。

次に、日程第16 議案第55号 専決処分の承認を求めることについて(平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))を議題とします。

提案説明を求めます。

太田町長。

町長(太田貴美) 議案第55号の平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)について専決処分を報告し、承認を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

議案第51号の一般会計同様、平成19年3月30日に専決処分を行い、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は事業勘定の補正でございまして、318万5,000円を減額し、総額を26億3,267万4,000円とするものでございます。

まずは歳出からご説明申し上げます。12ページから13ページをお開き願います。

1款、総務費、1目、一般管理費は、25節、積立金で、財政調整基金積立金を9万2,000円追加いたしております。これは後ほど歳入でご説明いたしますが、財政調整基金利子が追加になったことによるものでございます。

6款、保健事業費、1目、保健衛生普及費は、14節、使用料及び賃借料で、クアハウス岩滝使用料を350万円減額いたしております。温泉活用健康事業として取り組んでまいりましたクアハウス利用券の使用実績から減額するものでございます。

10款、予備費は、22万3,000円追加し、調整いたしております。

次に、10ページから11ページの歳入でございしますが、8款、財産収入は、先ほどの説明のとおり財政調整基金利子を、歳出の積立金と同額の9万2,000円追加いたしております。

9款、繰入金、1目、一般会計繰入金は、4節、京都市町村未来づくり交付金は322万3,000円を追加いたしております。これは京都府からの内示によるものであり、未来づくり交付金に移行する前の国民健康保険事業等補助金を、未来づくり交付金のメニューに継承されるもので、保健事業の実績等により交付されるものでございます。

5節、その他一般会計繰入金は、先ほどの歳出でご説明いたしました温泉活用健康事業分と同額の350万円減額いたしております。

2項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、未来づくり交付金の追加に伴い300万円減額し、調整いたしております。

以上が、平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の概要でございます。

よろしくご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

議長(糸井満雄) これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（糸井満雄） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。
これより討論に入ります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（糸井満雄） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。
これより議案第55号を採決します。
本案は、承認することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（糸井満雄） 起立全員であります。
よって、議案第55号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度与謝野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））は、承認することに決定しました。
以上で、本臨時会の日程は全部終了しました。
これで第8回平成19年4月臨時会を閉会いたします。
大変ご苦労さんでございました。

（閉会 午後 2時42分）

この会議録の内容が正確であることを証するため、地方自治法第123条第項の規定により署名する。

与謝野町議会 議長

同 議員

同 議員